

ICBLの「ランドマイン・モニター報告書 2015年版」 (2015年11月26日発表) の大要 (Major Findings) の 日本語訳

世界は、地雷のない世界の実現に向けて進展しているが、同時に非国家主体による対人地雷の使用の増加や被害者の増加などの課題にも直面している。また、地雷の除去を終えた国は増加しているものの、計画通りに除去が進んでいない国も多い。さらに、地雷対策に向けた支援額は2年続けて減少している。

締約国

現在、締約国の数は162カ国、署名国の数は1カ国（マーシャル諸島）となっている。（訳注：国連加盟国193カ国、非加盟国4カ国として、オタワ条約の非締約国は34カ国である。国連非加盟はパレスチナ、バチカン、クック諸島、ニウエの4カ国）

使用

2014年10月から2015年10月の間に、ミャンマー、北朝鮮、シリア（いずれも非締約国）が対人地雷を使用した。

- 北朝鮮は、韓国との軍事境界線沿いに新たに地雷を埋設したことを否定したが、2015年8月の国連の調査は新たに地雷が埋設されたと結論付けている。
- シリア政府による地雷の使用が2011年に初めて記録された。また、ミャンマー政府による地雷の使用は1999年以降毎年記録されているが、新たな地雷の使用は過去数年の中で最も低いレベルだった。

非国家主体による地雷および犠牲者が起爆させるタイプのIED（即席手作り爆発物）の使用が10か国で確認された。10か国は、アフガニスタン、コロンビア、イラク、リビア、ミャンマー、パキスタン、シリア、チュニジア、ウクライナ、イエメンである。（訳注：攻撃者が起爆するタイプ、自爆、遠隔制御等の爆発物はオタワ条約が禁止する「地雷」の定義に入らない。）

- 10カ国以上で非国家主体が、対人地雷、または犠牲者が起爆させるタイプのIEDを使用したケースが報告されたのは2006年までさかのぼる。

2014年10月から2015年10月の間に締約国による新たな地雷の使用に関する報告はなかった。条約の履行に関する委員会はスーダン、トルコ、ウクライナ、イエメンの代表と会談し、過去の対人地雷の使用に

関する対話を行った。一部の締約国の対人地雷の使用の例は、2008年にさかのぼる。

犠牲者

2014年、地雷や、犠牲者が起爆させるタイプのIED、クラスター爆弾、その他のERW（戦争残存爆発物）による犠牲者は2013年と比較して増加した。しかし、1999年以降の数字としては過去2番目に低い数字であった。

- 2014年の世界全体での犠牲者数は、3,678人であった。これは2013年の3,308人から12%の増加である。
- 2014年は、平均して1日10人が地雷の被害にあった。これは、1999年の40%である。1999年は、1日平均して25人が被害にあっていた。
 - 多くの国や地域では、多数の犠牲者が紛争などの混乱のために記録されていない。そのため、実際の数字はより多いことが想定される。しかし、近年記録の精度は向上しているおり、その意味で犠牲者数の減少は大きな意味を持つ。
 - 2014年は、54の国と4の地域で被害が確認された。このうち37カ国が締約国である。
 - 犠牲者の多くは、一般市民である。
 - 市民の犠牲者の中で39%が子どもであった。
 - すべての犠牲者の中で12%が女性であった。
 - 70%の被害が締約国で発生している。
 - アフガニスタンで、被害が急激に増加した。2014年の犠牲者は1,296人であり、2013年の1,050人から大幅に増加している。この増加は、犠牲者自身が起爆するタイプのIEDに由来するものが多い。
 - 2014年は、メーカー品の対人地雷とIEDによる被害が全体の49%を占めた。
 - 犠牲者自身が起爆させるIEDによる被害の割合が2012年の22%から2013年には31%に増加している。

地雷の汚染面積とランドリリース

2015年10月現在、57の国と4の地域で対人地雷の存在が確認されている。このうち、33カ国が締約国で24カ国が非締約国である。他の5カ国は、対人地雷の存在が疑われている国である。2014年、少なくとも200km²の面積で地雷が除去された。これは、2013年の185km²から増加している。また、230,000個の対人地雷と11,500個の対車両地雷が処理された。

（訳注：「除去された。」と述べているが、ランドリリースにより「地雷なしと宣言された」土地も含まれると思われる。）

- 2014年には、アフガニスタン、カンボジア、クロアチアで過去最大の面積が除去された。この3か国で全体の除去面積の75%を占める

- 過去5年の間に、約976km²の面積が除去され、148万個の対人地雷と82,000個の対車両地雷が処理された。

2014年には、ブルンジが地雷原の除去を終え、2015年9月にはモザンビークが地雷除去完了の宣言を行った。

- 条約が発効した1999年以降現在までに29か国が地雷の除去を完了した。
(訳注：本文P.20の表参照)
- オマーンが第7条報告の中で対人地雷の存在を報告し、地雷汚染国のリストに加えられた。
- ウクライナが地雷汚染国のリストに加えられた。
- 地雷除去の義務がある33か国のうち、27か国が少なくとも1回の除去期限の延長を認められた。しかし、計画通りに除去を進めているのは3か国のみである。
(訳注：本文P21の表参照。3カ国はアルジェリア、チリ、コンゴ民主共和国)
- 4か国(コンゴ民主共和国、エリトリア、イエメン、ジンバブエ)が除去期限の延長を第3回再検討会議(2014年6月)に申請し承認された。2015年にはキプロス、エチオピア、モーリタニア、セネガルの4か国が延長を申請しており、第14回締約国会議(2015年11月)の承認が議論される予定。
- 100km²以上の面積に地雷が残っていると考えられている国は、アフガニスタン、アンゴラ、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、チャド、クロアチア、イラク、タイ、トルコ、西サハラである。ランドリリース手法の拡大により、多くの国でより正確な被害面積が把握できるようになっている。

地雷対策への支援

支援国と被害国が地雷対策に拠出した金額は、2014年は6億1,000万ドルであった。これは、2013年と比較して3000万ドルの減少である。また、2年連続の減少となった。

国際的な支援は、4億1,700万ドルであり、2013年から2,300億ドルの減少となった。

- 42の国と3つの地域が、合計33の国から支援を受け取った。
- 支援国のうち、上位5か国は、アメリカ、EU、日本、ノルウェー、オランダである。この5か国で72%を占める。

- 9年連続して国際的な支援が4億ドル以上を記録した。
- アフガニスタンに対する支援額が大幅に減少した。2013年には6,800万ドルだった額が2013年には4900万ドルに減少した。ただ、2番目に支援受取額が多い国(ラオス:3,700万ドル)より30%多い。
- 受取額が多い上位5か国(アフガニスタン、ラオス、イラク、アンゴラ、カンボジア)が全体の45%の国際的支援を受け取っている。
- 国際的な支援の分野別の内訳は、除去・回避教育(68%)、犠牲者支援(7%)、アドボカシー(5%)、キャパシティー・ビルディング(4%)、貯蔵地雷の処理(1%)となっている。それ以外の16%については、分類されていない。

13の被害国が1億9,400万ドルを国内の地雷対策に拠出した。これは2013年と比較して4%の減少である。さらに、PKOの一環で実施される地雷対策に1億6,600万ドルが2014年には拠出された。これは、2013年と比較して10%の増加である。

犠牲者支援

地雷犠牲者が多い締約国の中で、犠牲者支援について、カルタヘナ行動計画(2009-2014)、マプート行動計画(2014-2019)に従って大きな進展がみられた。しかし、依然として課題もある。

- 多くの国で犠牲者のニーズに対する理解が改善していることが調査を通して明らかになっている。
- 約3分の2の国で、犠牲者を支援し権利を守る国家的な取り組みや計画が実施されている。しかし、アフガニスタンやスーダンでは期限が過ぎた行動計画が更新されていない。また、計画が実行されていなかったり、ドラフトのまま手を付けられていない国も存在する。例えば、アルジェリア、ブルンジ、チャド、コンゴ民主共和国、南スーダン、イエメンなどである。
- 多くの国で、さまざまな調整メカニズムを通して犠牲者支援が他の障害者の権利や障害者支援の取り組みに統合されている。しかし、ボスニア・ヘルツェゴビナやコンゴ民主共和国、ウガンダなどでは調整メカニズムが機能していない。
- ほとんどすべての国で生存者は調整メカニズムに参加している。しかし、意思決定の役割を担うなどより役割は強化されるべきである。

保有地雷の処理

締約国はこれまで4,900万個の保有対人地雷を処理した。これには、2014年に処理された53万個の対人地雷も含まれる。

- フィンランドは、100万個の保有地雷の処理を完了した。
- 900万個以上の対人地雷が6つの締約国によって処理される予定となっている。
- ベラルーシ、ギリシア、ウクライナが条約の履行義務違反を犯している。ベラルーシとギリシアは2008年に、ウクライナは2010年に処理の期限を迎えている。

移転と製造

過去10年で対人地雷の移転は、極めて低いレベルの非合法の移転のみとなった。しかし、スーダンやウクライナ、イエメンなどで対人地雷が使われており、なんらかの形の対人地雷の市場があるものと推測される。

- 6つの地雷生産国を含む9つの非締約国が対人地雷の輸出にモラトリアム（訳注：輸出の一時停止）をかけている。これらの国は、中国、インド、イスラエル、カザフスタン、パキスタン、ロシア、シンガポール、韓国、アメリカである。

対人地雷条約の締結前は地雷生産国が50か国以上存在したが、現在は11か国のみとなっている。11か国は、中国、キューバ、インド、イラン、ミャンマー、北朝鮮、パキスタン、ロシア、シンガポール、韓国、ベトナムである。

- 現在も地雷を生産している国は次の4つである。インド、ミャンマー、パキスタン、韓国。（訳注：現在、地雷を生産していないが、生産する権利を保有する国は中国、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、シンガポール、ベトナムの7か国である。）

アフガニスタン、コロンビア、イラク、ミャンマー、パキスタン、シリア、チュニジアなどの非国家主体がIEDを製造している。（訳注：この事は、オタワ条約、オスロ条約により、対人地雷、クラスター爆弾の生産、輸出入の停止が、締約国のみならず、非締約国でも実施されていることに起因すると思われる。）